

(平成23年8月24日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

宮城国民年金 事案 1487

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に結婚し、工場を経営していた夫の両親と同居し、家業を手伝っていた。申立期間当時の国民年金保険料は、義母が家族全員分を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、家族全員分の国民年金保険料を納付していたとする義母のほか、申立人の夫及び義父についても申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の義母の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、20 歳で国民年金被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 3 か月と短期間である。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の婚姻後の国民年金保険料は、申立期間を除き、同一日に納付されていることが確認でき、申立人が家業に従事していたことなどを踏まえると、申立人の義母が申立人の申立期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1488

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から同年6月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

国民年金保険料は、必ず納付しなければならないものだと思っていたため、郵送された納付書により金融機関で納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和47年7月1日から同年8月1日までの間に払い出されたものと推認され、申立期間①及び②については、国民年金保険料の現年度納付が可能であったと考えられる。

また、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が国民年金の加入手続を行いながら、申立期間①の国民年金保険料を未納としたまま、昭和47年7月から同年12月までの保険料を納付し、申立期間②を未納としたまま、48年4月以降の保険料を納付しているのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和47年4月2日から基礎年金制度が始まった61年4月1日までの間、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1489

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで

私が 20 歳になった時に、当時勤務していた有限会社 A の事業主から、国民年金の手続をしたとの話があり、給与から国民年金保険料が控除されるようになった。

当該事業所を辞めるまで給与から国民年金保険料が控除されていたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間②についても、納付書が発行され、保険料を納付することが可能であったと考えられる。

また、有限会社 A の元事業主の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ日に連番で払い出されていることが確認できるところ、元事業主の妻の申立期間②に係る保険料は納付済みとされているなど、申立内容に不自然さは無く、当該期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったことをうかがわせる事情もみられない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 7 月 28 日の時点では、申立期間①のうち、48 年 10 月から 51 年 3 月までは、時効により保険料を納付することができない期間である上、同年 4 月から 53 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人から保険料を遡って納付したことをうかがわせる説明は得られなかった。

また、前述した元事業主の妻についても、申立期間①の保険料は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、給与明細書等）は無く、有限会社Aの元事業主は、「申立人に係る資料は残っておらず、国民年金加入手続及び保険料納付については覚えていない。」と述べているなど、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1490

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、A 区役所の職員から、「今なら未納になっている国民年金保険料を遡って納付することができる。」と教えられ、加入期間の始めまで遡り、3 万 7,000 円ぐらいを一括納付したが、年金事務所の記録では申立期間の保険料が未納とされているので、当該期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳に記載された発行日は昭和 45 年 4 月 16 日であり、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、この時点では国民年金保険料の徴収権が時効により消滅し納付することができない 40 年 4 月から 42 年 12 月までの保険料が納付済みと記録されており、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、当該期間に係る「保険料に関する記録」には「45.○.○」（月日は判読不能）と記載されていることから、申立人は、45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施された第 1 回特例納付により時効経過期間の保険料を納付したものと考えられる。

しかし、特例納付により時効経過期間の未納保険料を遡って納付した場合、さきに経過した月の分から順次に行うとされているところ、申立期間後の昭和 40 年 4 月から 42 年 12 月までの保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納と記録されているのは不自然であり、申立人に係る国民年金の記録管理に不備があった可能性がある。

また、申立人が国民年金加入期間の始めまで遡って一括納付したとする金額は、第 1 回特例納付の期間内に納付すべき、申立期間を含む時効経過

期間の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人に係る国民年金の全被保険者期間のうち、保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 2528

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月7日及び16年7月24日は21万円、同年12月29日は19万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成15年12月7日
② 平成16年7月24日
③ 平成16年12月29日

私は、提出した給料支払明細書で確認できるとおり、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の賞与に関する厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料（賞与・一時金）支払明細書、事業主が提出した賞与額及び賞与に関する控除額のメモにより、申立人は、申立期間①から③までにおいて、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の所持する給料

支払明細書及び事業主が提出した賞与に関するメモにより確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成 15 年 12 月 7 日及び 16 年 7 月 24 日は 21 万円、同年 12 月 29 日は 19 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したとしているが、申立人と同様に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除していたとする全ての元同僚についても申立期間に係る賞与の記録が無いことから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 2530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から⑤までの期間及び申立期間⑦から⑩までの期間に係る厚生年金保険料（申立期間②、③、⑤及び⑩については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料）を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおけるこれらの期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②については 30 万円、申立期間③については 35 万円、申立期間④については 30 万円、申立期間⑤については 35 万円、申立期間⑦については 9 万 5,000 円、申立期間⑧については 38 万円、申立期間⑨については 35 万円、申立期間⑩については 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②、③、⑤及び⑩については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 9 月 20 日から 19 年 11 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 18 日
③ 平成 15 年 12 月 19 日
④ 平成 16 年 7 月 20 日
⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
⑥ 平成 17 年 7 月 22 日
⑦ 平成 17 年 12 月 22 日
⑧ 平成 18 年 7 月 21 日
⑨ 平成 18 年 12 月 21 日
⑩ 平成 19 年 7 月 23 日

私は、株式会社Aに勤務していたが、実際の支給額と申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑩までの標準賞与額が相違しているので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）と実際の報酬月額又は賞与額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額等を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額等の範囲内であることから、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間②から⑤までの期間及び申立期間⑦から⑩までの期間について、申立人及び株式会社Aが保管する賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間に係る標準賞与額の記録を申立期間②については30万円、申立期間③については35万円、申立期間④については30万円、申立期間⑤については35万円、申立期間⑦については9万5,000円、申立期間⑧については38万円、申立期間⑨については35万円、申立期間⑩については15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の上記期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②、③、⑤及び⑩は、事業主が賞与に係る事務手続について誤りがあった旨回答していることから、事業主は、賞与明細書で確認できる賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出でおらず、また、申立期間④及び⑦から⑨までは、事業主が賞与支払届の提出漏れがあった旨回答していることから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出でおらず、これらの結果、社会保険事務所は、申立人の上記期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料（申立期間②、③、⑤及び⑩については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥について、申立人及び株式会社Aが保管する賞与明細書により、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与が支給されていたことは確認できるものの、当該賞与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致していることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①のうち平成16年1月から19年10月までについて、申立人及び株式会社Aが保管する給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていたことは確認できるものの、当該給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記

録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成8年9月から15年12月までについて、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料は無い上、申立人の預金通帳で確認できる9年6月から15年12月までの給与の振込額からも当該期間における厚生年金保険料の控除額を推認することはできない。

しかしながら、給与明細書がある期間における厚生年金保険料の控除額から考えると、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の保険料であったと考えられる。

このほか、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成8年9月から15年12月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成3年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年12月1日から3年4月1日まで
② 平成3年6月29日から同年7月1日まで
③ 平成4年12月1日から6年6月21日まで

私は、平成2年12月1日から3年6月30日まで株式会社Aに勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

また、私は、株式会社Aのグループ会社である株式会社Bに勤務していたが、申立期間③の標準報酬月額がそれまでの半分になっている。給料の支給額や社会保険料の控除額に大きな変化は無く24万円ぐらいもらっていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、株式会社Aに平成3年6月30日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成3年5月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、株式会社Aは平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主に照会したが回答を得られないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間①当時、当該事業所において社会保険関係の事務を担当していた元同僚は、正社員になった時点で厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させており、加入前に給与から保険料を控除することは無かつた旨回答しているところ、申立人の当該事業所における雇用保険の資格取得日は平成3年4月1日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、株式会社Bに勤務していた期間に支給された給与額や厚生年金保険料の控除額が大きく変化した記憶は無いとしているところ、当該期間当時、当該事業所において社会保険関係の事務を担当していた元同僚は、一部の社員に支給する給与については、グループ会社である株式会社Aでは基本給を支給し、株式会社Bでは販売手数料を支給しており、販売手数料からは、厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

また、上記元同僚は、両社から報酬が支給される対象となった社員には所得税の確定申告をするよう案内していたとしており、申立人が所得税の確定申告をしていたと回答していることから、申立人も両社から報酬が支給されていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所において申立人が勤務するC地区の従業員の給与の基礎となるデータを集計していた元同僚は、申立人の平成4年10月から5年1月までの毎月の基本給は12万8,820円、販売手数料は11万7,000円から22万円ぐらいであったとしているとともに、事業所が基本給のみを標準報酬月額として社会保険事務所に届出していたと思うと回答している。

加えて、複数の元同僚の標準報酬月額が申立人と同様に平成4年12月1日に減額変更されていることが確認できる。

以上の状況を踏まえると、当該事業所では、申立人について平成4年12月1日から基本給のみを標準報酬月額として社会保険事務所に届け出るようとした結果、標準報酬月額は同日以前に比べて低額となったものと考えられる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2532

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 7 年 11 月 8 日から 8 年 9 月 6 日まで

年金事務所から「あなたの年金記録が誤っている可能性があります。」として書類が届いたので年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低く記録されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、申立人が A 株式会社における厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成 7 年 11 月 8 日の直後である同年 11 月 10 日に 26 万円と記録されていたにもかかわらず、約 3 か月後の 8 年 2 月 28 日に、同資格を取得した日に遡及して 11 万 8,000 円に減額訂正されている上、約 6 か月後の同年 5 月 7 日に、再度、同資格を取得した日に遡及して 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の A 株式会社に係る 1 回目の標準報酬月額の減額処理日である平成 8 年 2 月 28 日より前に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人以外の 72 人全員が、申立人と同時期に、同資格取得時の標準報酬月額が遡及して 9 万 2,000 円又は 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A 株式会社に係る滞納処分票によれば、上記の減額訂正処理が行われた当時、当該事業所には多額の厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

加えて、A 株式会社の登記簿謄本により、申立人が役員ではなかったこ

とが確認できる上、複数の同僚からの証言により、申立人は、社会保険事務に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 8 年 2 月 28 日付で申立期間に係る標準報酬月額を厚生年金保険被保険者の資格取得時に遡及して 11 万 8,000 円に減額する処理及び同年 5 月 7 日付で申立期間に係る標準報酬月額を厚生年金保険被保険者の資格取得時に遡及して 9 万 2,000 円に減額する処理を行う合理的な理由は見当たらず、これらによる標準報酬月額の減額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要と認められる。

宮城厚生年金 事案 2538

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、10万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

また、平成12年3月1日から同年4月1日までの期間について、標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成12年3月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から平成17年5月まで

昭和34年3月から平成17年5月まで勤務したA株式会社の厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録について、給与明細書の金額と差異が生じていることが分かった。

給与明細書を保管している昭和37年1月から申し立てるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険制度における標準報酬月額の定時決定については、毎年5月から7月まで（平成15年度以降は毎年4月から6月まで）の3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級を、当該年の10月（平成15年度以降は9月）から適用することとされ、隨時改定については、昇給などにより固定的賃金が変動した場合に、変動月以後3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して2等級以上変動したときに行

うこととされている。

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 45 年 8 月から 46 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月は 10 万円と記録されているが、申立人が加入していた B 厚生年金基金が保管する記録では、同年 8 月の随時改定により、9 万 2,000 円から 10 万円に改定されている。

また、申立人が保管する給与明細書によると、昭和 46 年 5 月支給の給与から基本給が変更されており、同年 5 月から同年 7 月までの給与支給総額の平均月額は、10 万 3,220 円であり、標準報酬月額 10 万円（報酬月額 9 万 5,000 円以上）に該当することから、当該厚生年金基金の記録における同年 8 月の随時改定は適正に行われたものと考えられる。

さらに、当該厚生年金基金は、申立期間当時、事業所から社会保険事務所及び当該厚生年金基金への被保険者の報酬月額に係る届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の報酬月額を昭和 46 年 8 月に 9 万 2,000 円から 10 万円に変更する旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間のうち同年 8 月及び同年 9 月に係る標準報酬月額を 10 万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月から 40 年 12 までの期間、41 年 2 月から 49 年 4 までの期間、同年 9 月から 50 年 12 までの期間、51 年 4 月から同年 10 までの期間、平成 12 年 2 月から 16 年 2 までの期間及び同年 4 月から 17 年 6 までの期間の給与明細書を提出しているところ、12 年 3 月については、オンライン記録では、標準報酬月額が 50 万円と記録されているにもかかわらず、65 万円の報酬が支払われている上、標準報酬月額 56 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 12 年 3 月の標準報酬月額に係る記録を 56 万円に訂正することが必要である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成 12 年 3 月について、オンライン記録と申立人が加入していた B 厚生年金基金の記録が一致していることから、社会保険事務所及び当該厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、給与明細

書で確認きる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、給与明細書が提出されている期間のうち、平成 12 年 3 月を除く期間については、給与支給額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回る月が存在するものの、前述の標準報酬月額の定時決定及び随時改定の方法を勘案すると、オンライン記録上の標準報酬月額の推移はおおむね適正な事務処理によるものと考えられる上、当該期間に係る給与支給額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことから特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、給与明細書が提出されていない期間について、申立人は、昭和 37 年分及び 38 年分の源泉徴収票を提出しているものの、源泉徴収票には各年の給与支給額及び社会保険料控除額の合計しか記載されていないため、各月の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明である。

そこで、申立人の説明による賞与の支給状況を考慮して、毎月の給与支給額を推計した結果、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額となっているものの、前述の標準報酬月額の定時決定方法を勘案すると、オンライン記録における標準報酬月額が不合理なものとまでは言い難い。

また、オンライン記録における標準報酬月額を基に、昭和 37 年及び 38 年の各 1 年間の社会保険料合計額を試算したところ、上記源泉徴収票に記載された金額とおおむね一致している。

さらに、源泉徴収票及び給与明細書のいずれも提出されていない期間については、各月の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できないが、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額に係る記録は、不自然な訂正等が行われた形跡もみられない上、申立人が B 厚生年金基金に加入した昭和 44 年 7 月以降については、前述の 46 年 8 月及び同年 9 月を除き、オンライン記録における標準報酬月額と当該厚生年金基金における報酬標準給与額が一致している。

加えて、A 株式会社では、申立人に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、ほかに申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 39 年 2 月までの期間、41 年 1 月、49 年 5 月から同年 8 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 11 月から平成 12 年 1 月までの期間及び 16 年 3 月については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

宮城国民年金 事案 1485

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料を納付していることが確認できないとの回答をもらった。30 数万円を一括で銀行に納付した記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の記録によると、申立人は、昭和 48 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得していることが確認できる上、この記録はオンライン記録と一致しており、ほかに国民年金に加入している記録が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 49 年 7 月 18 日に夫の被扶養者の認定を受けており、申立期間のほとんどが任意加入期間となる上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付の時期に関する記憶が定かではなく国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人は、国民年金保険料 30 数万円を一括で納付したと主張しているが、申立期間の保険料（52 万 2,420 円）と相違しているほか、オンライン記録によれば、平成 11 年 9 月 1 日に 9 年 7 月から 11 年 3 月までの保険料（27 万 4,800 円）を一括して納付していることが確認できることから、当該期間の保険料納付をもって、申立期間の保険料を納付したものと記憶している可能性も考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1486

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 9 月までの期間及び同年 12 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 59 年 9 月まで
② 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで、A 事業所で働いており、国民年金保険料は、A 事業所の経営者が給料から控除し納付していたはずであり、一緒に働いていた同僚も同じであったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、勤務先の経営者が給料から控除し納付しており、一緒に働いていた同僚も同じであったと主張しているところ、オンライン記録によると、当該同僚の強制加入被保険者期間の保険料は、申立期間を含め全て未納となっている。

また、当該経営者の親族は、「申立期間当時に経理を担当していた者が死亡しているので詳細は分からぬが、国民年金保険料は個人が納付していたと思われる。」と述べている。

さらに、申立人は、昭和 61 年 5 月に B 市から C 市に転入しているところ、C 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が B 市に在住していた昭和 60 年度の国民年金保険料を C 市に転入後に過年度納付していることが確認でき、B 市において勤務先の経営者が納付していたとする申立人の主張と相違する。

加えて、B 市の国民年金被保険者収滞納一覧表及び C 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されたこと

をうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

宮城国民年金 事案 1491

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から47年9月まで

私は、元夫の養父母から、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元夫の養父母が申立人が20歳になった頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張するが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和47年6月30日にA県B市で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その元夫の国民年金手帳に、夫婦二人分の領収証書が貼付してあるので確認してほしいと主張しているところ、元夫から提出のあった国民年金手帳には元夫の分の領収証書しか貼付されておらず、元夫は、「養父母が、申立人の国民年金保険料を納付していたかどうかは記憶に無い。」と述べている。

さらに、申立人の元夫の養父母は既に死亡しており、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないことから、納付状況等が不明である上、元夫の養父母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、元夫の養父母が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1492

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 52 年 12 月から 58 年 3 月まで

私が居住している地区には、国民年金保険料の納付組織が昭和 57 年まで存続しており、集金に来ていた当該組織の担当者へ妻が定期的に保険料を納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の 2 つ目の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 5 月 16 日に A 市で払い出されている上、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の資格取得日「S52.12.16」の上段には、「入力 59.3.21」の表示が確認できることから、遡って資格取得の処理がなされたものと推認されるところ、この入力された時点で、申立期間の一部については、時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

また、申立人には、昭和 47 年 8 月 2 日に B 市で 1 つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、同年 11 月 14 日に国民年金被保険者資格を喪失しており、当該国民年金手帳記号番号で国民年金被保険者資格を再取得した記録は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 56 年 11 月に婚姻した妻が A 市 C 地区にあった国民年金保険料の納付組織で国民年金保険料を定期的に納付していたと主張するところ、2 つ目の国民年金手帳記号番号が 59 年 5 月 16 日に払い出されていることから、申立期間の保険料は過年度保険料となり、現年度保険料を収納することとされている当該納付組織では納付できなかったもの

と考えられる。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2529

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A 市（現在は、B 市）にあった C 株式会社、
申立期間②、③及び④については、D 市にあった C 株式会社に勤務して
いたが、各申立期間について、年金記録上の標準報酬月額が前年の標準
報酬月額に比べ低額になっていることに納得できない。当時は、勤務し
ていた途中で給料が下がった記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、当時は前年に比べ給料が下がることは
無かつたので標準報酬月額も下がることは無いはずであると主張している。

しかし、各申立期間について勤務したとする事業所の事業主は、申立期
間当時の厚生年金保険料の届出の関係資料が無いと回答をしていることか
ら、申立人の各申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額に
について確認することができない。

また、各申立期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオ
ンライン記録上、申立人と同時期頃に厚生年金保険被保険者資格を取得し
ている元同僚の標準報酬月額をみると、申立期間①、②及び④において、
申立人と同様に当該期間の標準報酬月額が前回決定時の標準報酬月額より
も低額になっている同僚が確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額に
なっているとは言い難い。

さらに、申立期間②、③及び④について、申立人と一緒に勤務していた元同僚は、当時の基本給は下がることは無かったと思うが、住居手当や残業手当などの手当について変動があったことは考えられると述べている。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理は認められない上、オンライン記録と一致している。

このほか、各申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 12 月 15 日から 19 年 4 月 15 日まで

私は、昭和 16 年 12 月頃から、海軍所属の船舶 A に乗っていた。

船舶 A に乗っていた期間の船員保険の記録が無いので、船員保険の加入期間であることと、戦時加算の対象期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する関係行政機関が証明した履歴書により、申立人は、昭和 16 年 12 月 15 日から 19 年 4 月 15 日まで乙船員として船舶 A に乗っていることが確認できるとともに、「昭和 18 年 6 月 1 日現在 徵傭船舶名簿」により、当該船舶が海軍に徵用されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時における船員保険の被保険者は、船員法第 1 条に規定する船員とされ、一般漁船船員等は除かれているところ、上記徵傭船舶名簿において船舶 A は漁船と記載されていることから、当該船舶は船員保険の適用対象外であることが確認できる。

また、乙船員として海軍に徵用された者に係る船員保険関係の手続については、船舶所有者が行うこととされているが、船舶 A の所有者が船員保険の適用船舶所有者であった記録は見当たらない。

さらに、申立人は、戦時加算の対象期間であることについても申立てをしているが、戦時加算は、船員保険被保険者が対象となる海域を航行する船舶に乗り組んだ場合に船員保険の被保険者期間に一定の率を乗じて加算するものであり、船舶 A が船員保険の適用対象外であることから、申立期間が船員保険の戦時加算対象期間であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 6 月 30 日から 55 年 10 月 1 日まで

私は、給与を前に勤務していた会社での 2 割増しにするとの約束で A 株式会社に転職したが、入社した頃の標準報酬月額が支給された給与の額より極端に低く記録されている。

給与明細書等は破棄してしまい証明するものは無いが、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与を申立期間以前に勤務していた会社の 2 割増しにするとの約束で A 株式会社に転職したとしているところ、申立期間以前に勤務していた会社における申立人の標準報酬月額の記録や当該事業所の元同僚の証言から判断すると、申立期間当時、申立人に支給されていた給与の額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であったと推認できる。

しかしながら、A 株式会社は、申立期間当時の書類等は残っていないとしている上、当時の事業主及び経理担当役員は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における給与の額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所で給与や社会保険関係の事務を担当していた元同僚は、上司である経理担当役員の指示に従い、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を低く届け出し、給与からは届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

さらに、別の元同僚が所持する給料支払明細書によれば、給与の額はオンライン記録上の標準報酬月額を超えており、保険料控除額に見合う標

準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

以上のことと踏まえると、当該事業所は、申立人を含む申立期間当時に係る従業員に支払った給与支給額より低額の報酬月額を社会保険事務所に届け出ることが常態となっていたことが推認され、厚生年金保険料については、年金記録上の標準報酬月額から算定した額を従業員の給与から控除していたものと考えられる。

加えて、申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、不自然な記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2535 (事案 1872 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 31 年 1 月下旬から同年 9 月上旬まで

当初の申立てにおいて、A 事業所（現在は、B 株式会社）所有の船舶 C に乗っていた申立期間について、船員保険の加入期間として認められなかった。

今回、船舶 C で一緒に乗っていた同僚で正社員であった 4 人の姓を思い出したので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、船舶 C に関して詳細に記憶していること、及び A 事業所が加入していた D 共済組合の存続組合である E 企業年金基金は、申立期間当時、A 事業所が船舶 C を所有していたと回答していることから、申立人が船舶 C に乗っていたことは推認できるが、
i) D 共済組合の組合員期間のうち、厚生年金保険の被保険者であったとみなされる期間は、厚生年金保険法附則（平成 8 年 6 月 14 日法律第 82 号）第 3 条第 8 号及び第 5 条の規定により、昭和 31 年 7 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までであることから、申立期間のうち、昭和 31 年 1 月から同年 6 月 30 日までは厚生年金保険の被保険者であった期間とはみなされないこと、ii) E 企業年金基金は、申立期間当時は船員であっても共済組合に加入することとされていた時期であるが、申立人の勤務実態及び組合員としての加入記録が確認できないとしていること、iii) E 企業年金基金は、申立期間当時、船舶 C は船員保険適用船舶ではないことから、申立人の給与から船員保険料は控除していないとしていることなどから、申立人が申立期間において、共済組合の加入対象者として勤務していたこと、及び船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、船舶 C に乗っていた同僚 4 人の姓を思い出したとして、再申立てを行っている。

しかし、E 企業年金基金は、i) 当該同僚 4 人のうち 1 人について、船舶 C 乗組員名簿で同姓の者は確認できるが、人事記録等が無く、共済組合員としての加入記録は確認できないとしていること、ii) 当該同僚 4 人のうち別の 1 人は、共済組合員の対象とならない臨時雇用者としての期間があるため、船舶 C での乗船期間より共済組合員期間が短期間となっているとしていること、iii) 申立期間当時、船員には共済組合員とはならない派遣社員又はアルバイトのような人材が多く実在したとしていることから、A 事業所は、申立期間当時、乗組員の全員を共済組合員として加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、共済組合の加入対象者として勤務していたこと、及び船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2536

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 41 年 5 月 13 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間については、A 事業所に勤務していた。同事業所に勤務していた当時、給与は 2 万円ぐらいもらっていたはずなのに国の申立期間の標準報酬月額の記録は、1 万円又は 1 万 2,000 円となっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に勤務していた当時、給与は 2 万円ぐらいもらっていたとしているところ、当該事業所が保管する人事記録により、申立期間当時の時間給は確認できるものの、賃金台帳等については保存していないことから、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、申立期間当時、A 事業所において厚生年金保険被保険者記録がある者 9 人に対し、給与の支給状況等について照会したが、回答のあった 7 人いずれも申立期間当時の給与明細書は無いとしている上、自身の年金記録上の標準報酬月額が妥当かどうかは分からないと回答しており、申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正箇所等は見当たらない。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 5 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A 株式会社（現在は、株式会社 B）C 営業所に平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで勤務したが、同年 4 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっている。4 年 12 月分から 5 年 4 月分までの給与明細書では、各月に厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 株式会社の給与明細書によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 4 年 12 月分から 5 年 4 月分までの給与から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A 株式会社における退職日は、平成 5 年 4 月 30 日であったとしているところ、株式会社 B が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、「備考」欄に「5 年 4 月 24 日退職」と記載されているほか、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日である同年 4 月 24 日と合致していることが確認でき、申立人の申立期間における勤務事実が確認できない。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 5 年 4 月 25 日となり、申立人の主張する同年 4 月は、厚生年金保険の被保険者期間と

はない。

このほか、申立期間について、A株式会社における申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成5年4月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間において、A株式会社に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2539

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるこ
とはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 2 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 3 月 13 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 6 月 26 日まで

私は、家庭の事情で会社を退職したが、退職に当たり、会社からは脱
退手当金の説明を受けておらず、現金の支給も無かった。

脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保
険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中で、申立人の前後 101 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 6 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 20 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 11 名が約 6 か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 10 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金が未請求となっている C 株式会社 D 工場の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 34 年当時、社会保険事務所（当時）では、請

求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 8 月 10 日から 42 年 5 月 15 日まで

私は、昭和 42 年 5 月に結婚のために A 株式会社を退職したが、当時、同社の担当者からは、脱退手当金の説明を受けた記憶が無く、また、そうした制度があることも知らなかった。

脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給をうかがわせる「脱退手当金」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 5 月 15 日）から約 1 か月後の昭和 42 年 6 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人と同時期に、A 株式会社を結婚退職し、脱退手当金の支給記録がある複数の者に対して事情を聴取したところ、「申立期間当時、女性社員が結婚退職すると脱退手当金を請求するのが当然という雰囲気で、会社の担当者が脱退手当金の請求手続をしていた。」旨を述べていることから、事業主による代理請求がなされていたことが推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

なお、脱退手当金が未請求となっている B 株式会社 C 支店の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱

退手当金が請求された昭和 42 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。